

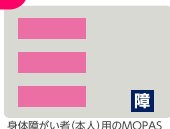
障がい者用MOPASのご利用方法

障がい者用MOPASは、第1種身体障害者・第1種知的障害者または第1種精神障害者とその介護者を対象に発行するMOPASです。

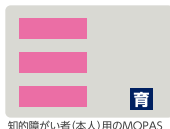
鶴羽鉄道【2025年4月1日】

障がい者用MOPASの種類

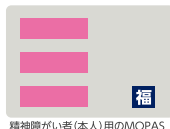
<障がい者MOPAS(本人用)>



身体障がい者(本人)用のMOPAS

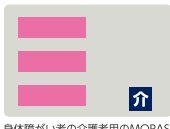


知的障がい者(本人)用のMOPAS

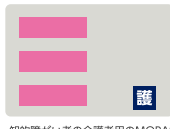


精神障がい者(本人)用のMOPAS

<介護者MOPAS(介護者用)>



身体障がい者の介護者用のMOPAS



知的障がい者の介護者用のMOPAS



精神障がい者の介護者用のMOPAS

※定期券としても利用することが可能です。ただし、搭載可能な定期券は、障害者用割引定期券のみとなり、一部の事業者を除き、本人用と介護者用セットで発売となります。
定期券の種類や発売箇所等の詳細は、ご利用になる定期券発行事業者におたずねください。



ご注意ください。

- 障がい者MOPAS(本人用)は記名人以外が使用することはできません。
また、お客さまのお名前・性別・生年月日・電話番号を正しく登録しないと、再発行や払いもどしができないことがあります。
- 小児用の障がい者用MOPASの取扱いはありません。
- 介護者MOPAS(介護者用)にはMOPASオートチャージサービスはご利用いただけません。

障がい者用MOPASの取扱い

購入

障がい者MOPAS(本人用)と介護者MOPAS(介護者用)を一組とし、MOPAS取扱鉄道事業者(一部事業者を除く。)でご購入いただけます。
※ご購入の際、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種と記載されている手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をご持参ください。
※すでに別の「障がい者用MOPAS」や「障がい者用Swica」をお持ちの場合は、新たに障がい者用MOPASを購入することはできません。

有効期限・更新

障がい者用MOPASの有効期限は、発行日または更新日の1年後の同月末日となります。(例:4月15日に発行した障がい者用MOPASは翌年4月30日まで有効です。)
有効期限の更新を行うことで、引き続き障がい者用MOPASのご利用が可能です。
※更新の際、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種と記載されている手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をご持参ください。
※有効期限の更新手続き等の詳細は、MOPAS取扱鉄道事業者(一部事業者を除く。)におたずねください。
※有効な乗車券(鉄道定期券/企画券/福祉券)をお持ちのお客さまは、乗車券発行事業者で更新手続きを行います。

再発行

障がい者MOPAS(本人用)または介護者MOPAS(介護者用)を紛失したとき、使えなくなったときは、再発行登録および再発行が可能です。
※紛失の場合、MOPAS1枚につき、再発行時にデポジット500円と再発行手数料520円の合計1,020円をお支払いいただきます。

払いもどし

障がい者MOPAS(本人用)と介護者MOPAS(介護者用)は同時に払いもどしを行います。
※払いもどしを行う場合、それぞれ1枚につき所定の払いもどし手数料をお支払いいただきます。

障がい者用MOPASの注意事項



交通利用される際は、
ご本人と介護者がお二人で一緒にご利用ください。

【鉄道】

障がい者用MOPASは、障がい者MOPAS(本人用)・介護者MOPAS(介護者用)を同時且つ同一行程で乗車される場合に、自動改札機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。
本人用・介護者用を別々又は単独でご利用いただくことはできません。
なお、誤って自動改札機にタッチしてしまった場合は、お近くの係員にお申し出ください。
※鉄道事業者によって、ご利用条件が異なる場合があります。

【バス】

障がい者用MOPASは、バスの運賃箱にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。
なお、介護者用を単独でご利用いただくことはできません。



有効期限更新時に、ご利用状況を確認します。

障がい者MOPAS(本人用)と介護者MOPAS(介護者用)それぞれのSF残額履歴を印字して、お客さまのご利用状況を確認いたします。
SF残額履歴により不適切なご利用が確認された場合、有効期限更新ができない(障がい者用MOPASのご利用を停止する。)場合があります。



各種お手続き(購入/更新/再発行/払いもどし)は
MOPAS取扱鉄道事業者でのみ取り扱います。

一部のMOPAS鉄道事業者およびMOPASバス事業者では、各種お手続きができません。
なお、紛失再発行登録および障害再発行登録については、全てのMOPAS取扱事業者および==取扱事業者でもお手続き可能です。

障がい者用MOPASのご利用方法

ご利用可能エリア

障がい者MOPAS(本人用)・介護者MOPAS(介護者用)での交通利用はMOPAS・Swicaエリアのみご利用いただけます。

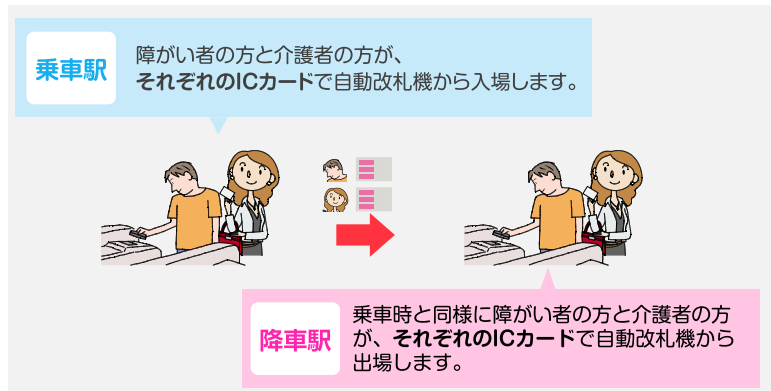
※全国相互利用サービス対象のカードではありません。(電子マネー利用を除く。)

※ご利用可能なエリアの詳細については、各鉄道・バス事業者へお問い合わせください。

鉄道でのご利用方法

本人用・介護者用を同時かつ同一行程で乗車される場合に、自動改札機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。

<ご利用例>



※事業者によって、ご利用条件が異なる場合があります。

※ご利用の際は、手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちください。



再発行登録中(紛失/障害)は使用できません。

障がい者用MOPAS(本人用・介護者用)のうち、片方(本人用または介護者用)のカードを紛失再発行登録中または障害再発行登録中は、再発行までの間、もう片方のカードをご利用いただくことはできません。